福井県県有林包括業務委託（坂井地区）に係る公募型プロポーザル募集要領

第１　目的

県有林事業については、経営の効率化によるコスト削減や環境保全重視の森づくり、さらには間伐材など伐採木の有効活用を図ることを事業方針とし、県民共有の財産である森林を県が適切に管理することで、次の世代に健全な姿で継承していくこととしています。

このため、県有林の管理・経営業務の委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、コスト意識や施業技術・能力の高い民間事業者から、管理・経営についての技術・施業提案を募集し、優れた提案をした者を受託候補者として選定する（以下「本手続」という。）こととします。

第２　担当部局

当該業務の担当部局（以下「担当部局」という。）は次のとおりです。

〒９１３－８５１１　坂井市三国町水居１７-４５
福井県　坂井農林総合事務所　林業部　林業・木材活用課
電話番号　　０７７６－８１－３２２３
ＦＡＸ番号　　０７７６－８２－８１３４
メールアドレス　saka-noso@pref.fukui.lg.jp

第３　業務概要

１　委託業務名

福井県県有林包括業務委託（坂井地区）

２　委託区域の概要

（１）　委託区域

坂井農林総合事務所管内における県有林（２７事業地、８７０ha）

（２）　資源構成等

委託区域一覧表、位置図のとおり

３　委託期間

契約の日から令和１４年３月３１日まで。

ただし、委託業務を継続することが適当でないと認めるときは、業務委託を取り消すことがあります。

４　委託業務内容

次の(１)から(４)のとおりとします。

なお、業務の具体的な内容については、県有林包括業務委託事業仕様書を基本とし、技術・施業提案書の内容を受けて最終的に決定するものとします。

（１）委託区域内の県有林における事業終了までの施業方針を策定するとともに、当面５年間の間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備（以下「森林施業等」という。）に係る森林経営計画（別途定める森林経営計画の作成を含む）を策定して市町長等の認定を受けること。

また、当該計画の進捗を管理すること。

（２）森林経営計画に基づく、森林施業等を実施するとともに、実施に必要となる現場調査、現場監督を行うこと。

- 森林施業等の業務の遂行に当たり、土地所有者等への説明を行い、承諾を得ること。
- 法令等による規制がある場合は、その許認可等を受けるなど、関係機関等との調整を行うこと。
- 森林施業等の実施において補助事業等を活用する場合は、必要書類を作成の上、交付申請等を行うこと。

（３）森林作業道等の維持・管理を行うこと。（ただし、災害時における復旧工事等は除く。）

（４）委託区域内の県有林における巡視、施業境杭の保全を行うこと。

主な業務内容

森林施業等業務	現場管理業務
・森林経営計画の策定、進捗管理 ・森林施業と路網整備の実施	・現場調査、現場監督 ・森林作業道等の維持、管理 ・巡視、施業境杭の保全

５　委託料

（１）　委託料の限度額

県は毎年度予算の範囲内において、当該業務に必要な経費（以下「事業費」という。）から受託者が受領する補助金等相当額（造林補助金等）を差し引いた額を委託料として支払うこととし、その限度額は下記のとおりとします。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、業務の執行は行わないこととする。

（単位：千円）

令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
1,635	1,609	1,682	1,286	1,286	7,498

※　消費税および地方消費税額を含む。

（参考）間伐等の森林施業および間伐材生産、路網整備に係る補助事業等

○ 造林補助事業

○ 公的分収造林緊急整備事業

※補助事業等の詳細については、担当部局（本要領第２）にお問合せください。

第４　参加資格

公募に参加できる事業者は、次の（１）から（３）のいずれかに該当する者で、（ア）から（コ）までの要件をすべて満たす者とする。

（１）民間林業事業者(※1)および森林組合で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表１の人員数確保できる「共同企業体(※2)」

（２）民間林業事業者(※1)で構成され、素材生産および路網整備に従事する者が表１の人員数確保できる「共同企業体(※2)」

（３）素材生産および路網整備に従事する者が表１の人員数確保できる「林業関係団体(※3)」、もしくは林業関係団体を構成員に含む「共同企業体(※2)」

ただし、森林組合を会員とする林業関係団体が参加する場合は、民間林業事業者または民間林業事業者を会員とする林業関係団体との連携を基本とする。

（表１）素材生産および路網整備に従事する技術者数

	素材生産	路網整備
技術者数	１人以上	１人以上

（※１）民間林業事業者とは、森林組合以外の民間林業事業者

ただし、森林組合および森林組合を会員とする林業関係団体の役員および職員で構成する法人等は除く。

（※２）構成員のうち１者以上が「福井県森林整備工事入札参加資格者(※4)」、「認定事業体(※5)」、「意欲と能力のある林業経営者(※6)」、「育成経営体(※7)」いずれかの登録・認定を受けている共同企業体

（※３）「福井県森林整備工事入札参加資格者(※4)」、「認定事業体(※5)」いずれかの登録・認定を受けている団体

（※４）森林整備工事の請負契約に係る競争入札の参加者の資格等（平成２０年１月２９日　福井県告示第５０号）の第６の（２）に規定する「森林整備工事入札参加資格者名簿」に登録されている者

（※５）林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年度制定）の第５条に基づき、雇用管理の改善および事業の合理化に取り組む内容の改善計画を作成し、県の認定を受けている者

（※６）福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第３の１に基づき登録されている民間事業者

（※７）福井県林業経営体に関する情報の登録・公表実施要領第３の２に基づき登録されている民間事業者

＜参加要件＞

（ア）包括業務の受託により、個人有林の整備など、これまでの森林施業・管理に影響を及ぼさない者であること。（これまでの個人有林からの間伐材生産量を維持できる者）

（イ）福井県内に主たる事務所を置く、または置こうとする者であること。

（ウ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

（エ）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行う者でないこと。

（オ）労働保険（労働者災害補償保険および雇用保険をいう。）および社会保険（健康保険および厚生年金保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。労働保険に加入できない場合は、民間の傷害保険等に加入している者。

（カ）本店、支店および営業所等が国税および地方税を滞納していない者であること。

（キ）福井県森林整備工事契約に係る指名停止等の措置要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。または措置要件に該当する事実がない者であること。

（ク）当該業務の実施に必要な資格を有する者（別紙 法人等概要書３（２）に定める技術職員）を一定数以上雇用している者であること。

［業務管理者１名以上、専門技術者１名以上を有する共同企業体もしくは林業関係団体］

（ケ）　１募集につき、共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として重複参加していないこと。

（コ）契約候補者に選定された共同企業体または林業関係団体は、活用する補助事業等の要件に応じ、適宜「意欲と能力のある林業経営者」、「育成経営体」のいずれかに登録すること。

（サ）その他知事が必要と認める事項。

第５　提案事項

委託区域における事業（経営）方針、間伐を主体とする森林施業等、木材の活用および管理業務の実施方針、手法、体制および実施計画等とします。

第６　手続

１　日程

項　目	日　程
募集要領等の配布	令和８年１２月１０日(木)まで
参加表明書の提出	令和８年１２月１０日(木)まで （質問の受付は令和８年 11 月 27 日（金）まで）
技術・施業提案書の提出	令和８年１２月２５日(金)まで （質問の受付は令和８年 12 月 11 日(金)まで）
審査日	令和９年２月上旬【予定】
審査結果の通知・公表	令和９年２月下旬【予定】

２　募集要領等の交付

（１）　交付期間　募集開始日から令和８年１２月１０日(木)午後５時まで
（ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。）

（２）　交付場所　担当部局まで
（県ホームページからのダウンロードも可。）
https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kensanzai/kenyurin/r8sakai2.html

３　参加表明書の提出

（１）　提出書類

本手続に参加を希望する者は、下記の提出書類を提出してください。

提出書類はすべてＡ４判とし、文字の大きさは 10 ポイント以上としてください。

提出書類	様式	留意事項
ア 参加表明書	様式 2	共同企業体の場合、協定書を添付すること。また、円滑な事業運営を確保するため、構成員の中から中心的役割を担う代表者を選定すること。
イ 参加資格要件確認書	様式 3	共同企業体の場合、すべての構成員分を提出すること。
ウ 法人等概要書	様式 4	

カ　履歴事項全部証明書	－	共同企業体の場合、すべての構成員分を提出すること。 林業関係団体の場合、規約等、存在を明らかにできるものを提出すること。
キ　労働保険料等納入証明書および社会保険料納入確認書	－	共同企業体の場合、すべての構成員分を提出すること。
ク　都道府県税、消費税および地方消費税納税証明書	－	

（２）　提出期限　令和８年１２月１０日(木)午後５時まで

（３）　提出部数　印刷物１部および電子メールによるデータの送信

（４）　提出先　　担当部局まで

（５）　提出方法　持参または郵送による。

（郵送の場合、電話にて事前連絡をお願いします。）

（６）　技術・施業提案書の提出依頼

担当部局において、参加表明書を受理した日から 10 日以内（土曜日、日曜日および休日を除く。）に、資格要件を確認し、要件を満たす者には、技術・施業提案書の提出について書面で要請します。

要件を満たさなかった者には、書面によりその旨およびその理由を通知します。

（７）　その他

要件不適格の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（土曜日、日曜日および休日を除く。）以内に、知事に対して書面（様式任意）により説明を求めることができます。

書面は担当部局まで持参するものとし、持参以外の方法は認めません。

説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10 日（土曜日、日曜日および休日を含む。）以内に書面により回答します。

４　技術・施業提案書の提出

（１）　提出書類

技術・施業提案書の要請通知を受理した者（以下「提案者」という。）は、下記の提出書類を提出してください。提出書類はすべてA4 判とし、文字の大きさは 10 ポイント以上としてください。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合があります。

提出書類	様式
技術・施業提案書	様式５ 様式６
直近事業年度の事業報告書、貸借対照表および損益計算書またはこれらに類するもの	任意

（２） 提出期限　令和８年１２月２５日（金）午後５時まで
（３） 提出部数　印刷物１部および電子メールによるデータの送信
（４） 提出先　　担当部局まで
（５） 提出方法　持参または郵送による
（郵送の場合、電話にて事前連絡をお願いします。）

５　当募集要領に係る質問の受付および回答

募集要領に係る質問がある場合は、下記のとおり質問書（様式７）を作成し、提出してください。

（１） 受付期限
ア　参加表明書に係る質問　令和８年１１月２７日(金)午後５時まで
イ　技術提案書に係る質問　令和８年１２月１１日(金)午後５時まで
（２） 提出先　　担当部局まで
（３） 提出方法　ＦＡＸまたは電子メールによる（提出後に電話連絡してください。）
（４） 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、原則として、質問を受理した日の翌日から７日間（土曜日、日曜日および休日を除く。）以内に、県ホームページ上で公表します。

なお、質問の内容について、必要に応じて聴き取りする場合があります。

６　資料の閲覧

委託区域一覧表、位置図および施業図については、下記の閲覧場所で閲覧することができます。

なお、閲覧資料の電子データを提供することもできますので、必要な場合は、お申し出ください。

（１） 閲覧期間　技術・施業提案書の受付期限の前日まで
（２） 閲覧場所　担当部局

第７　審査

１　審査方法

審査は、「県有林包括業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査会」という。）が行います。

受託候補者の選定に当たっては、審査会において、審査項目に基づき、提出書類および提案者による説明の内容を審査し、最も評価の高い提案者（以下「最優秀提案者」という。）を受託候補者として選定し、評価が次に高い提案者を次点受託候補者とします。（審査項目は別添のとおり）

なお、審査は非公開とします。

２　提案者による技術・施業提案書の説明

以下のとおりとし、具体的な実施日時および場所については、後日、提案者に連絡します。

（１）　実施日時　令和９年２月上旬

（２）　実施場所　未定

（３）　説明者　　２名以内

（４）　所要時間（一提案者あたり）

ア　提案者による説明　　20～30 分程度

イ　審査委員からの質疑　10 分程度

（５）　注意事項

ア　提案者は、他の提案者の説明を傍聴することはできません。

イ　指定の時間に遅れた場合には、審査対象外とします。

ウ　提案者による説明は、提出資料の補足説明とし、記入なき内容に関する説明は一切無効とします。

エ　説明時の追加資料は受理しませんが、質疑に対して必要と考えられる資料の提示は認めます。その際の提示方法は問いません。

３　審査結果の通知および公表

（１）　提案者への通知

審査結果は、技術・施業提案書を提出した全員に書面により通知します。なお、審査結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

（２）　県ホームページでの公表

審査結果については、県ホームページにおいて、以下の内容で公表します。

《公表内容》

ア　最優秀提案者の名称、評価、選定理由

イ　提案者数

ウ　審査会委員の氏名

（3）　その他

契約候補者に選定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日および休日を除く。）以内に、知事に対して書面（様式任意）により説明を求めることができます。

書面は担当部局まで持参するものとし、持参以外の方法は認めません。

説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日（土曜日、日曜日および休日を含む。）以内に書面により回答します。

第８　本手続に係る注意事項

１　使用する言語等

本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとします。

２　失格または無効

提案者または技術・施業提案書が次のいずれかに該当するときは、失格または無効となります。

（1）　提出期限を過ぎて提出書類を提出したとき。

（2）　提出書類に虚偽の内容を記入したとき。

（3）　記入すべき事項の全部または一部が記入されていないとき。

（4）　記入すべき事項以外の内容が記入されているとき。

（5）　募集要領に違反すると認められるとき。

（6）　審査会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めたとき。

（7）　他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。

（8）　選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき。

（9）　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。

３　著作権等

提出された技術・施業提案書の著作権は、提案者に帰属するものとします。

また、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとします。

４　複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書を提出することはできません。

５　提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は認めません。

６　提出書類の返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。なお、提案者に無断で本選定以外には使用しません。

７　経費の負担

参加表明者が本手続に要した経費は、すべて参加表明者の負担とします。

８　辞退

（１）　技術・施業提案書の提出後に辞退する場合は、審査会開催日前日の１３時までに、辞退届（様式8）を担当部局まで持参または郵送してください。

なお、当該辞退を理由として、以後の選定等において、不利益な取扱いはしません。

（２）　参加表明書を提出した場合であっても、技術・施業提案書の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

９　その他

（１）　提案者は、技術・施業提案書の提出をもって、募集要領等の内容に同意したものとします。

（２）　本手続に係る情報公開請求があった場合には、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号）に基づき、提案者名、提出書類等を公開することがあります。

第９　契約の締結

１　契約

県は選定された受託候補者との間において、受託候補者の提案内容を基本とした委託期間全体に係る県有林包括業務委託契約を締結します。

なお、契約が整わなかった場合には、次点受託候補者と契約を行うこととします。

また、この業務に係る予算が可決・成立しない場合や受託候補者が契約締結までの間に次の事項に該当するに至った場合は、契約を締結しません。なお、このことにより、プロポーザル参加者または受託候補者において損害が生じた場合にあっても、県はその損害について一切負担しません。

（１）募集要領第４の参加資格に該当しないことが明らかとなった場合

（２）財務状況の悪化等により業務の履行が確実でないと認められるに至った場合

（３）著しく社会的信用を損なう行為等により契約を締結することが不適当となる

ような事情が生じた場合

２　契約保証金

契約保証金は、委託契約書に示す委託料の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、福井県財務規則第 172 条の規定に該当する場合は免除します。

３　業務の進め方

当該年度の業務については、当該年度の開始前に県と受託者との間において、業務の執行計画や進捗状況等を踏まえ、当該年度業務の具体的な業務内容等を調整し、確定させ、予算の範囲内で実施します。（業務内容を変更する必要が生じた場合は、双方協議の上、変更契約を締結することもあります。）

なお、当該委託に係る新年度の予算が可決成立しないなど、やむを得ない事由により契約の一部を変更することもあります。これに伴い受託者において損害が生じた場合にあっても、県はその損害について一切負担しません。

第 10　委託料の支払等

１　委託料の支払い

委託料については、県の履行確認を得た後、県に対して委託料の支払いを請求するものとし、県は受託者からの適法な請求書を受理したときは、その日から３０日以内に委託料を支払うこととします。

２　業務完了の報告

受託者は、毎年度終了後に業務完了報告書を提出し、適正に業務が行われているか等、確認検査を受けるものとします。

第 11　業務の適正な実施に関する事項

１　関係法令の遵守

受託者は、森林法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

２　業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる業務については、県と協議し、業務の一部を再委託することができます。

３　個人情報保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、福井県個人情報保護条例（平成 14 年福井県条例第 6 号）第 12 条の規定に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失またはき損の防止その他個人情報の適切な取扱いに努めてください。

４　守秘義務

受託者は、当該業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、業務期間終了後も同様とします。

５　県と受託者の責任分担

県と受託者の責任分担は、次のとおりとします。

項　目		受託者	県
委託区域内（委託対象森林）の経営・管理		○	
委託対象森林（県有林）の使用許可			○
作業道等の修繕	受託者の瑕疵によるもの	○	
	災害、事故によるもの	協議事項	協議事項
第三者への損害賠償	受託者の瑕疵によるもの	○	
	上記以外のもの	協議事項	協議事項
分収造林契約者への対応	施業・管理に関するもの	○	○
	分収交付金に関するもの		○
	契約内容に関するもの		○
分収造林契約者以外の土地所有者への対応	施業境に関するもの	○	○
	上記以外のもの	○	
物価・木材需要の変動		協議事項	協議事項

補助金等の申請	○	
その他	協議事項	協議事項

６　業務の継続が困難となった場合の措置について

（１）　受託者は、業務の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合、速やかに県に報告するものとします。

（２）　受託者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合またはそのおそれが生じた場合には、県は受託者に対して必要な指示を行い、一定の期間を定めて改善策の提出および実施を求めることができるものとします。

この場合において、受託者が、当該期間内に改善できなかった場合には、県は契約の解除ができます。

なお、契約解除により県は受託者に生じた損害の賠償の責を負わないほか、受託者は県に生じた損害を賠償するものとします。

（３）　不可抗力その他県または受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、県と受託者は業務継続の可否について協議するものとします。

（４）　委託期間終了または契約解除により県または次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、業務に必要なデータ等を引き渡すものとします。

（別添）審査項目

審　査　項　目

１．提案者に対する審査

審査項目	審査における着目点
① 経営基盤	直近の経営状況において安定した経営を行っており、契約期間において、業務を適正に運営できる財務状況にあるか。
② 従事者数	本業務を適正かつ円滑に履行するために必要となる従事者数が確保されているか。
③ 地域精通度	県内において、当該業務に類する業務を実施しているか。
④ 実施能力	当該業務に類する業務を実施しており、その知識・ノウハウ等を当該業務に十分に生かすことが期待できるか。

２．技術・施業提案に対する審査

審査項目	審査における着目点
① 長期方針	県の事業方針を踏まえた長期方針となっているか。 ＜県の事業方針＞ ・経営の効率化によるコスト削減 ・環境保全を重視した森づくりの推進 ・間伐材など伐採木の有効活用
② 実施方針	業務の目的や内容等を正しく理解しており、これらを踏まえた実施方針となっているか。
③ 実施手法	業務において、実行性、効率性および収益性に配慮した内容となっているか。Ａ材からＣ材まで無駄なく有効活用する内容となっているか。
④ 実施体制	業務に必要な技術者が適切に配置され、契約期間において、業務を円滑に実施できる体制となっているか。
⑤ 安全管理	安全管理体制および緊急連絡体制が整備されており、かつ適正に機能する状態となっているか。
⑥ 森林施業計画	業務区域の地理的状況や森林資源状況等に対応した適切な計画となっているか。
⑦ その他	業務の円滑な実施に資する提案や、安全性、環境性、効率性、収益性のアップが期待できる提案など、有効な提案となっているか。

３．提案額に対する審査

審査項目	審査における着目点
提案額	積算根拠が明確で、提案内容に見合った適正額が見積もられており、かつ事業収益の向上に努めた積算となっているか。